

(証券コード 8160)  
平成30年6月7日

株 主 各 位

名古屋市昭和区白金三丁目18番13号

株式会社 木 曾 路

取締役会長兼社長 吉 江 源 之

## 第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月26日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号  
名古屋銀行協会会館 5階大ホール  
(注)開催場所は、末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。
3. 目的事項  
報告事項 第69期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

## 議決権行使方法についてのご案内

### 1. 株主総会にご出席いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

### 2. 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

### 3. インターネットによる議決権行使の場合

当社指定の議決権行使専用ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成30年6月26日（火曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては下記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

## <インターネットによる議決権行使のご案内>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使のお取扱い

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（<https://www.web54.net>）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけません。
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。
- (3) インターネットによる議決権行使は平成30年6月26日（火曜日）午後5時30分までに行使されるようお願いいたします。
- (4) インターネットによって、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) 議決権行使書面とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (6) 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくための、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 2. パスワードのお取扱い

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切に保管願います。なお、パスワードのお電話によるご照会には、お答えできませんのでご了承ください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。

## 3. インターネットでの議決権行使でパソコン等の操作方法のお問い合わせ先

- (1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話 0120-652-031  
受付時間 9：00～21：00

- (2) その他のご照会は、下記にお問い合わせください。

- ①証券会社に口座をお持ちの株主様  
お取引の証券会社までお問い合わせください。
- ②証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座をお持ちの株主様）  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行事務センター  
電話 0120-782-031  
受付時間 9：00～17：00(土日休日を除く)

## 株主総会に関するご留意事項

- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第20条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kisoji.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。  
なお、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、計算書類の一部としてあわせて監査を受けております。
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kisoji.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）におけるわが国経済は、堅調な企業収益や雇用環境の改善、好調な海外経済などから緩やかな回復基調で推移しました。その一方で可処分所得の伸び悩みや物価上昇懸念などから消費に力強さはなく、また、国内外の政治・経済動向の不確実性などの経済リスク懸念から依然先行きは不透明な状況で推移しました。

外食業界におきましては、天候不順や物流コストの上昇などによる原材料価格の上昇、人手不足による人件費の増加、また、お客様の嗜好の多様化や食の安全・安心への対応など依然厳しい経営環境で推移しております。

このような経営環境の中で当社は、マーケティングによりお客様の嗜好や期待を把握し、強みである商品力及び接客力を強化するとともに、原材料の仕入から消耗品などの購入の見直しを継続しました。また、営業時間の短縮、勤務シフトの見直しやIT化・機械化を進め、生産性の向上とともに働きやすい職場づくりに努めました。

店舗展開、改築・改装につきましては、1店舗の新規出店、2店舗の退店を実施し、その結果、当事業年度末の店舗数は162店舗（前事業年度比1店舗減少）となりました。

営業面では、歓送迎会の予約獲得、当社の強みであるハレの日需要の取り込みを強化するとともに、多様化するお客様ニーズにお応えするため料理の品質向上やメニューの見直しに取り組みました。また、昨年10月より25年ぶりにTVCMを刷新し、これまで以上に“木曾路”ブランドの認知を高めるとともに各種イベントの告知を行ってまいりました。新CMでは、祝事をはじめとする、これまで粛々と継承してきた日本伝統文化を、外国人の目線を通して描いています。

費用面では、食材やメニューの見直し、ロス管理により原価率を改善し、賞与や募集費が増加する一方で出退勤時間・人員配置など勤務シフトの見直しにより人件費率が低下しました。また、広告・販促方法の見直しや消耗品などの購入見直しを継続し、効率化、最適化に努めました。

また、ご来店されたお客様に安心してお食事を楽しんでいただくこと、地域社会への貢献を目的として、「AED（自動体外式除細動器）」をしゃぶしゃぶ・日本料理の「木曽路」全店、本社及び名古屋工場の120箇所に設置いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は444億38百万円（前事業年度比 0.2%増加）、営業利益は22億29百万円（同 108.1%増加）、経常利益は22億79百万円（同 92.2%増加）となりました。また、特別利益として、投資有価証券売却益等50百万円（前事業年度は2億2百万円）、特別損失として、減損損失等1億94百万円（同 2億97百万円）を計上しました。

以上の結果、当期純利益13億31百万円（同 5億76百万円）となりました。1株当たり当期純利益は51.60円（同 1株当たり当期純利益22.30円）となりました。

（部門別の概況）

### 木曽路部門

しゃぶしゃぶ・日本料理の「木曽路」部門は、1店舗の退店により、当事業年度末店舗数は117店舗（前事業年度比 1店舗減少）となりました。

営業面では、顧客の裾野拡大を試みる新提案として上半期に「黒豚しゃぶしゃぶ」の販売や好評を得ている「北の幸まつり」、秋の「収穫祭」、冬の「かに」「ふぐ」などの季節ごとのイベントを実施するとともに、歓送迎会・忘新年会などの法人顧客へのアプローチを実施しました。また、25年ぶりにTVCMを刷新し、「美味しいしゃぶしゃぶを、心地良い空間で楽しんでいただき、少し贅沢な時間を過ごしていただきたい」そんな木曽路のブランドプロミスを新CMで訴求しました。その結果、売上高は376億45百万円（同 0.3%増加）となりました。

### 素材屋部門

居酒屋の「素材屋」部門は、店舗の異動はなく、当事業年度末店舗数は14店舗であります。

営業面では、味噌串かつ・手羽先のから揚げなどの名古屋めしやこだわりの炭火串焼き、また自家製の惣菜料理や旬の食材を活かした季節メニューの販売、様々な宴会のニーズにお応えするための個室やお値打ちなコース料理をご用意し営業活動を行いました。売上高は21億69百万円（同 2.1%減少）となりました。

## じゃんじゃん亭部門

焼肉の「じゃんじゃん亭」部門は、1店舗の新規出店により、当事業年度末店舗数は14店舗（同1店舗増加）となりました。

営業面では、「手切り、熟成肉、黒毛和牛」にこだわり、食べ放題メニューの拡販とスピード提供、先手のサービスに取り組みました。また、法人や学生のイベントなどに合わせたメルマガの配信や学生応援企画など予約獲得活動に努めました。その結果、前事業年度年中に3店舗、期初1店舗の出店もあり、売上高は23億19百万円（同10.5%増加）となりました。

また、地域・社会貢献活動の一環として、名古屋市内の児童養護施設の児童と引率職員の皆様（13施設、延べ約770名）をご招待し、お食事を楽しんでいただきました。

## とりかく部門

鶏料理の「とりかく」部門は、1店舗の退店により、当事業年度末店舗数は9店舗（同1店舗減少）となりました。

営業面では、「手作り」「鶏」にこだわった料理と旬の逸品料理の販売を行い、また鶏料理の醍醐味と季節に合わせた食材の宴会コース、お客様ニーズの高い飲み放題メニューの充実を図り来店客数の増加に努めましたが、期初の1店舗の退店もあり、売上高は10億39百万円（同7.4%減少）となりました。

## 鈴のれん部門

和食レストランの「鈴のれん」部門は、店舗の異動はなく、当事業年度末店舗数は6店舗であります。

営業面では、御膳や季節毎のメニューを充実し、各種宴会メニューやしゃぶしゃぶまたはすきやきの食べ放題メニューをご用意、また慶弔などの行事に対応したメニューと人数に合わせた多様なお席を準備し、来店客数の増加に努めましたが、売上高は8億95百万円（同4.1%減少）となりました。

## その他

その他部門は、ワイン食堂の「ウノ」、九州味巡りの「ここの」、外販（しぐれ煮、胡麻だれ類）、不動産賃貸等であります。その売上高は3億68百万円（同15.2%減少）となりました。

## 部門別売上高

部門区分	売上高	構成比
木曾路部門	37,645百万円	84.7%
素材屋部門	2,169	4.9
じゃんじゃん亭部門	2,319	5.2
とりかく部門	1,039	2.4
鈴のれん部門	895	2.0
その他	368	0.8
合計	44,438	100.0

### (2) 対処すべき課題

外食企業を取り巻く経営環境は、少子・高齢化を背景とした人口減少による市場規模の縮小のなか企業・業種を超えた競争が続くと思われま。労働需給の逼迫や原材料のコスト上昇、更に食の安全・安心や環境保護など様々なリスクへの対応が必要となっております。また、消費者の食意識の成熟により嗜好やニーズの多様化が一層進み、価値指向、健康指向、安全指向は一段と強まっております。

このような厳しい環境のなか、「日本一質の高い外食企業」を目指して「顧客満足と従業員満足」を実践しながら、更に成長へ繋げるため次の課題に取り組んでいきます。

第一は、「企業の社会的責任の自覚」であります。食の安全・安心を追求するとともにコンプライアンスを徹底できる体制を構築して参ります。

第二は、「収益基盤の改革」であります。既存店を伸長させるべく営業政策、店舗業務の改革及び店内教育の再構築、また、ワークスケジュールの精度向上などによるプライムコストの適正管理、IT化・機械化の推進による生産性向上に取り組みます。更に積極的な出店や新たな業態開発などの実施により成長への基盤づくりに取り組めます。

第三は、「営業基盤の改革、顧客の創造」であります。マーケティングによりお客様の嗜好に即した商品開発や販売促進活動とともにQSC（クオリティ・サービス・クリンリネス）の向上により来店客数増加、売上高の増加に取り組めます。

第四は、「経営基盤の改革」であります。働き方改革を継続的に実施し、労働環境の改善と従業員の定着率の向上、また、権限と責任を明確にしチェーンストアマネジメントの再確認と実行に取り組めます。

### (3) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施しました設備投資総額（差入保証金等を含む）は、5億67百万円（前事業年度比41.7%減少）であり、その内訳は、店舗の新設に52百万円、店舗の改築・改装等に3億52百万円、名古屋工場設備改修及び情報システム関連投資等に1億62百万円であります。また、所要資金は自己資金で賄っております。

なお、当事業年度中に売却、除却しました固定資産は、3百万円であります。

### (4) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は特にありません。

### (5) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三菱東京UFJ銀行	620百万円
株式会社近畿大阪銀行	100
株式会社名古屋銀行	100
株式会社愛知銀行	100

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

### (6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 66 期 (平成27年3月期)	第 67 期 (平成28年3月期)	第 68 期 (平成29年3月期)	第 69 期 (当事業年度) (平成30年3月期)
売 上 高	43,430	44,161	44,347	44,438
経 常 利 益	275	497	1,185	2,279
当 期 純 利 益 (当期純損失(△))	△601	△388	576	1,331
1株当たり当期純利益 (1株当たり当期純損失(△))	△23円27銭	△15円03銭	22円30銭	51円60銭
総 資 産	38,213	37,614	37,732	38,442
純 資 産	29,522	28,659	28,868	28,925

[第68期] 多様化するお客様ニーズにお応えするため料理の品質向上や付加価値の高い旬の食材を使用した料理の販売とともに、接客サービスの充実とレベルアップに努め、法人顧客囲い込みをより一層進めたことにより、売上高は増収となり、経常利益、当期純利益は増益となりました。

[第69期] 当事業年度につきましては、(1) 事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。



(7) 重要な親会社及び子会社の状況（平成30年3月31日現在）

当社は、親会社及び子会社はありません。

(8) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社は、料理・飲食物の加工調理提供を主要業務とする飲食店を営業しております。

部門別の内容

部 門 区 分	内 容	
木 曾 路 部 門	しゃぶしゃぶ・日本料理	
素 材 屋 部 門	居酒屋	
じ ゃ ん じ ゃ ん 亭 部 門	焼肉	
と り か く 部 門	鶏料理	
鈴 の れ ん 部 門	和食レストラン	
そ の 他	そ の 他	ワイン食堂ウノ、九州味巡り ここの
	外 販	しぐれ煮、胡麻だれ類
	不 動 産 賃 貸	名古屋市昭和区山手通の店舗

(9) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

本 社 : 愛知県名古屋市昭和区

東 京 : 東京都港区

大 阪 : 大阪府吹田市

直営店舗 : 162店舗

店舗の地域別分布

区 分	店 舗 数	区 分	店 舗 数
栃 木 県	1 店	岐 阜 県	3 店
茨 城 県	1	三 重 県	3
群 馬 県	1	和 歌 山 県	1
埼 玉 県	9	奈 良 県	1
千 葉 県	5	大 阪 府	18
東 京 都	48	兵 庫 県	8
神 奈 川 県	10	福 岡 県	3
静 岡 県	1		
愛 知 県	49	計	162

名古屋工場 : 愛知県大府市（調理加工場兼物流センター）

(10) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

性別	使用人の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,002名	9名(増)	42.3歳	10.7
女性	231	6(増)	37.4	6.3
合計または平均	1,233	15(増)	41.4	9.9

(注) 上記使用人のほか、パートタイマー3,256名（8時間勤務換算）が在籍しております。  
前期末比257名減少しております。

2. 株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 25,913,889株（うち自己株式 379,434株）  
(3) 株主数 21,541名  
(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
木曾路共栄会	1,182千株	4.62%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	907	3.55
アサヒビール株式会社	496	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	461	1.80
松原秀樹	440	1.72
木野ひとみ	427	1.67
吉江則子	408	1.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	397	1.55
株式会社三菱東京UFJ銀行	385	1.51
麒麟麦酒株式会社	352	1.37
サントリー酒類株式会社	352	1.37

- (注) 1. 当社の自己株式379,434株は、上記の大株主から除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。  
3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	吉 江 源 之	
常 務 取 締 役	青 野 康 徳	営業統括本部長
取 締 役	仲 沢 栄 一	内部監査部長兼内部監査室長
取 締 役	松 岡 利 朗	西日本本部長
取 締 役	大 橋 浩	管理統括本部長兼経営企画部長
取 締 役	松 井 常 芳	(株)MA企画 代表取締役
取 締 役	伊 藤 邦 昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長
監査役（常勤）	鈴 木 敏 道	
監 査 役	熊 田 登与子	弁護士
監 査 役	平 野 善 得	公認会計士 愛三工業(株) 社外監査役 キムラユニティー(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、社外取締役であり、かつ東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規程による独立役員であります。
2. 監査役熊田登与子氏及び平野善得氏は、社外監査役であり、かつ東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規程による独立役員であります。
3. 監査役平野善得氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当事業年度中における取締役の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
青野 康徳	取締役 業務改革推進部長	取締役 営業統括本部長兼 業務改革推進部長	平成29年6月12日
	取締役 営業統括本部長兼 業務改革推進部長	常務取締役 営業統括本部長兼 業務改革推進部長	平成29年6月28日
	常務取締役 営業統括本部長兼 業務改革推進部長	常務取締役 営業統括本部長	平成30年1月12日
松岡 利朗	取締役 人事本部長兼 人事部長	取締役 大阪駐在	平成29年6月12日
	取締役 大阪駐在	取締役 西日本本部長	平成30年1月12日
大橋 浩	取締役 企画部長	取締役 管理統括本部長兼 経営企画部長	平成29年6月12日

5. 当事業年度中に退任した取締役

木野克典氏は平成30年3月31日付で専務取締役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条その他の法令の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める金額を限度としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	130百万円 (8百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15百万円 (6百万円)
合 計	11名	145百万円

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 報酬等の総額には、退任した専務取締役の在任中の報酬等の額が含まれておりません。  
3. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第66回定時株主総会決議において、3億円(年額)を限度としております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。  
4. 監査役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第44回定時株主総会決議において、300万円(年額)を限度としております。

### (4) 社外役員等に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 先	当社との関係
取 締 役	松 井 常 芳	(株)MA企画 代表取締役	重要な取引関係はありません。
取 締 役	伊 藤 邦 昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長	重要な取引関係はありません。
監 査 役	熊 田 登 与 子	熊田法律事務所 パートナー弁護士	重要な取引関係はありません。
監 査 役	平 野 善 得	公認会計士平野善得事務所 所長 愛三工業(株) 社外監査役 キムラユニティー(株) 社外取締役	重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	松 井 常 芳	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識から発言を行っております。
取 締 役	伊 藤 邦 昭	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識から発言を行っております。
監 査 役	熊 田 登 与 子	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	平 野 善 得	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか会社法第370条及び当社定款第28条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |   |       |
|---|-------|
| ① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 23百万円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額        | 23百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、上記解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### I. 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（会社法第362条第4項第6号）について、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

#### (1) 基本の方針

- ① 取締役会は、取締役の職務執行が法令・定款に適合していることを確保するために、内部統制の機能が重要かつ不可欠であるとの認識に立ち、その整備・充実に向けて自主的な努力をする。
- ② 内部統制制度を確立しその有効性を確保するために、代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し運営する。

#### (2) 法令等の遵守体制の整備

- ① 内部統制が機能する環境として、企業倫理が周知・徹底された健全な企業風土を構築する。企業倫理や遵法精神の確立のために、行動規範である「木曾路行動憲章」の周知・徹底を図る。
- ② 取締役会の決議に当たっては、決議内容の適法性・妥当性を確保するために、(1) 善管注意義務・忠実義務、(2) 遵法精神、(3) 客観的・科学的事実認識、(4) 合理的手続、(5) 適時性の観点から議案を検討する。
- ③ 「内部監査室」は業務部門からの独立性を確保し、不正の未然防止・早期発見・再発防止に努める。
- ④ 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、被害の防止に努める。
- ⑤ 企業倫理や法令遵守の問題に関する公益通報・相談制度を適切に運営する。
- ⑥ 業績評価・表彰においては、業容・体質関連項目の評価と共に、内部監査・衛生検査の成績や事故等の発生状況を勘案することとする。

### (3) リスク管理体制の整備

- ① 衛生安全に関する基準を常に周知・徹底し、品質の確保と食品事故の未然防止に努める。
- ② 個別業務に係るリスクは各業務所管部が規程を定めて、適切な方法でリスクを管理する。
- ③ 過誤・不正等の事故の未然防止、早期発見のために異例異常取引を情報システムによって即時・重点的に監視する。
- ④ 情報システムの信頼性・安全性対策を適切に実施する。
- ⑤ 大規模災害等の発生時に人的・物的被害を最小限にとどめ、早期に営業を復旧し継続することを目的として「事業継続基本計画」を定め周知・徹底する。

### (4) 情報の保存・管理体制の整備

- ① 文書等情報の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切な方法・期間で保管する。
- ② 株主総会、取締役会の議事録は関連資料とともに法定の期間、適切に保管する。
- ③ 内部者情報、個人情報等の取扱いに関する規程を整備し、その周知・徹底を図る。
- ④ 会社情報の開示については、「情報開示の基本方針」に基づき迅速・正確・公平な開示に努める。

### (5) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

- ① 会計規則・基準に基づき「経理規程」等を整備し、その周知・徹底・遵守に努める。
- ② 財務計数については、各々の業務実績を統合情報システムによって集計し、正確性と迅速性を確保する。
- ③ 相互牽制機能を情報システムによって確保し、異常の早期発見、迅速な対策推進に努める。
- ④ 月次損益制度により財務計数の内容を毎月検証し、適正性を確保する。

### (6) 取締役の職務執行（経営）の効率性を確保するための体制の整備

- ① 組織効率と相互牽制機能の確保の観点から、業務分掌と責任・権限を適切に定める。
- ② 会社の業務は、経営方針・経営計画に基づき、組織的連携と統制の下に遂行する。
- ③ 利益管理においては、総合予算、月次予算、原価計算、独立採算の各制度のもとに計画的で整合性のある業績伸展と、問題点の早期発見・対策推進に努める。



## (7) 監査役監査の実効性を確保するための体制の整備

- ① 監査役を補助する使用人を必要とするときは、監査役からの依頼により適切な者を指名し、監査役の指揮・命令の下で、取締役から独立して、補助業務に当らせる。
- ② 取締役は会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは遅滞なく監査役に報告する。  
また、監査役からの求めにより業務・財産の状況について報告する。
- ③ 監査役への報告を行った役員及び従業員は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。
- ④ 監査役が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用等を当社が負担する。
- ⑤ 監査役監査、監査法人監査、内部監査は相互に連携を図り、各監査の実効性の確保に努める。

## II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、会社の業務の適正を確保するため、内部統制システム構築に関する基本方針に基づき、当事業年度は以下のような取り組みを実施しました。

- (1) 体制整備として組織改廃を適時行い、継続的に機構改革を実施しています。営業部門、並びに管理部門の業務推進統制強化を目的として、それぞれ統括本部を設置しました。また、成長性を志向し店舗拡大を進めようとしている中では、関東地区・関西地区は重要な拠点であり、地区経営管理機能と全社統制機能を併せ強化するため、東日本本部・西日本本部と名称を改めました。
- (2) コンプライアンスの徹底のため、引き続き、意識啓蒙施策の展開、顧問弁護士による社内講演、部門毎に勉強会等を実施しました。
- (3) 内部監査体制を強化すると共に基準に沿った厳正監査を実施し、また、内部通報制度を適正に運用することにより、風通しのよい企業風土づくりを目指します。
- (4) 適正な表示をするため当社独自の表示ガイドラインに沿って確認を実施し、また、情報システムによる迅速・効率的な監視を継続して実施しています。
- (5) 食品の安全・安心の確保ため、第一衛生管理室、第二衛生管理室に加え、独立性とより厳格な衛生検査を実施するため、衛生検査室を設置しました。他の衛生安全を所管する部署との協働により、品質確保と食品事故の未然防止に努めます。

- 
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額、株式数及び持株比率は、表示単位未満を切り捨て、その他の比率については四捨五入して表示しております。
2. 本事業報告に記載の金額には、消費税等は含んでおりません。
3. 本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当事業年度末現在のものです。

# 貸借対照表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流動資産</b>	18,012	<b>流動負債</b>	6,617
現金及び預金	15,424	買掛金	1,316
売掛金	1,180	短期借入金	920
商品及び製品	46	リース債	105
原材料及び貯蔵品	502	未払金	53
前払費用	423	未払費用	1,807
繰延税金資産	395	未払法人税等	793
その他	40	前受金	0
貸倒引当金	△0	預り金	286
<b>固定資産</b>	20,430	賞与引当金	534
<b>有形固定資産</b>	12,348	ポイント引当金	339
建物	5,336	その他	458
構築物	307	<b>固定負債</b>	2,899
機械及び装置	31	リース債務	366
車両運搬具	2	長期未払金	204
工具、器具及び備品	476	転貸損失引当金	31
土地	5,723	退職給付引当金	974
リース資産	436	資産除去債務	1,312
建設仮勘定	33	長期預り保証金	10
<b>無形固定資産</b>	199	<b>負債合計</b>	9,517
借地権	20	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	146	<b>株主資本</b>	28,648
商標権	0	資本金	10,056
その他	31	資本剰余金	9,875
投資その他の資産	7,882	資本準備金	9,872
投資有価証券	2,719	その他資本剰余金	2
出資金	0	<b>利益剰余金</b>	9,642
長期前払費用	79	利益準備金	392
繰延税金資産	652	その他利益剰余金	9,249
差入保証金	4,429	固定資産圧縮積立金	37
その他	31	別途積立金	7,200
貸倒引当金	△30	繰越利益剰余金	2,012
<b>資産合計</b>	38,442	<b>自己株式</b>	△925
		評価・換算差額等	276
		その他有価証券評価差額金	276
		<b>純資産合計</b>	28,925
		<b>負債純資産合計</b>	38,442

# 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I. 売 上 高		44,438
II. 売 上 原 価		14,104
売 上 総 利 益		30,334
III. 販売費及び一般管理費		28,105
営 業 利 益		2,229
IV. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	40	
受 取 手 数 料	3	
協 賛 金 収 入	2	
固 定 資 産 受 贈 益	12	
そ の 他	8	68
V. 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
賃 貸 借 契 約 解 約 損	3	
会 員 権 評 価 損	2	
そ の 他	6	18
経 常 利 益		2,279
VI. 特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	46	
そ の 他	4	50
VII. 特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5	
減 損 損 失	188	194
税 引 前 当 期 純 利 益		2,134
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	870	
法 人 税 等 調 整 額	△66	803
当 期 純 利 益		1,331

独立監査人の監査報告書

平成30年5月2日

株式会社 木 曾 路

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 瀧 沢 宏 光 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 神 野 敦 生 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社木曾路の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

株式会社 木 曾 路 監査役会

常勤監査役 鈴木 敏 道 ⑩

社外監査役 熊 田 登与子 ⑩

社外監査役 平 野 善 得 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様への安定した配当を維持することを基本方針としており、当期の業績の進展、今後の事業展開等を勘案し、以下のとおり第69期の期末配当及びその他剰余金の処分といたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円 総額 306,413,460円

なお、中間配当金として9円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき21円（前期より5円増配）となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

今後の成長戦略に備え、決議事項の迅速な判断・決定を行うためのプロセスを明確にすべく定款の記載を整備するものであります。

なお、定款第28条（取締役会の決議方法）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第28条（取締役会の決議方法） ① 取締役会の決議は、議決に加 わることができる取締役の過 半数が出席し、出席した取締 役の過半数をもって行う。 ② 当社は、 <u>会社法第370条の要 件を満たす場合は、取締役会 の決議の目的である事項につ き、取締役会の決議があつた ものとみなす。</u>	第28条（取締役会の決議方法） ① （現行どおり） ② 当社は、 <u>取締役が提案した 決議事項について取締役（当 該事項につき議決に加わるこ とができるものに限る。）の 全員が書面又は電磁的記録に より同意したときは、当該事 項を可決する旨の取締役会の 決議があつたものとみなす。 但し、監査役が異議を述べた ときはこの限りでない。</u>

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.



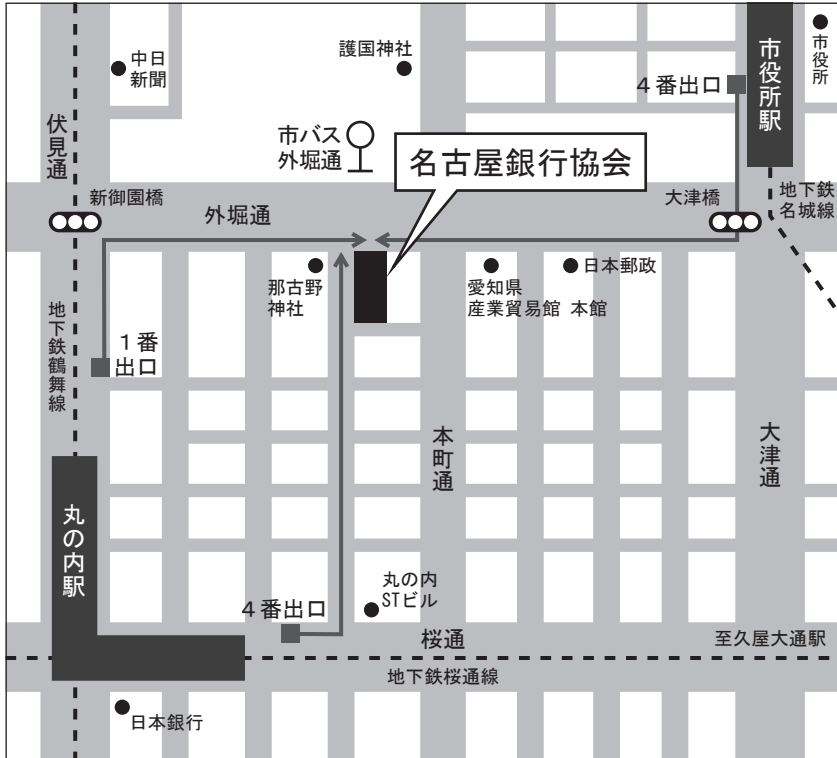
# 株主総会会場ご案内図

会場 〒460-0002

名古屋市中区丸の内二丁目4番2号

名古屋銀行協会会館 5階大ホール

電話 052(231)7851



## 交通のご案内

- 地下鉄 桜通線「丸の内」駅4番出口より徒歩6分
- 地下鉄 鶴舞線「丸の内」駅1番出口より徒歩6分
- 地下鉄 名城線「市役所」駅4番出口より徒歩8分
- 市バス 名古屋ターミナルビル乗車、「外堀通」下車

※株主総会会場に駐車場はございませんので、ご了承ください。